

中華救助総会に対する不当党産処理委員会の聴取

若 松 大 祐

抄 録

2019年8月13日、台湾台北市中山南路11号の張榮発基金会国際会議センター801会議室で、不当党産処理委員会が中華救助総会を聴取した。本稿は、このたびの聴取の顛末を素描し、現代台湾政治の抱える難題を把握する試みである。本稿では内容を大きく二つに分け、まず台湾での移行期正義と不当党産処理を概観する。続いて、中華救助総会に対する聴取を素描する。すると、聴取の素描を通じて次の疑問が浮かび上がろう。すなわち、かつての合法行為を、同じ憲法の下でいかにして不法だったのだと今になって認定しうるのか。そもそも正義とは何か。いずれも現代台湾政治の抱える難題だと言える。

Keyword：移行期正義、転型正義、台湾、中華民国、中国国民党

1. はじめに

2019年8月13日、台湾台北市中山南路11号の張榮発基金会国際会議センター801会議室で、不当党産処理委員会が中華救助総会を聴取（中国語原文は「聴証」）した。本稿は、このたびの聴取の顛末を素描し、現代台湾政治の抱える難題を把握する試みである。不当党産処理委員会による聴取は、移行期正義の実現を目指す活動の一環であり、現在の台湾政治のあり方を左右する重要な動きである。しかも、それは、思いっくだけでも歴史、法律、政治、経済、福祉、弁論といった様々な知識を総動員しなければ理解できない。本稿では内容を大きく二つに分け、まず台湾での移行期正義と不当党産処理を概観する。続いて、中華救助総会に対する聴取を素描し、本稿の主たる作業とする。そして、聴取の持つ意義を思索したい。

2. 台湾での移行期正義と不当党産処理

ここでは議題を二分し、台湾における移行期正義と不当党産処理を概観しよう。

(1) 移行期正義

まず、そもそも移行期正義（transitional justice、移行期における正義、移行期の正義）とは何か。それは、「独裁から民主制へ、あるいは内戦から平和な社会へ移行するにあたって、過去の人権侵害をただし、真実を明らかにし、正義を実現し、人権侵害を二度と繰り返さないことを目指すこと」である¹。つまり、権威主義体制にお

¹ 内田みどり、清水奈名子「巻頭言 多様化する移行期正義研究の軌跡」、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕（東京：早稲田大学出版部、2012）、p.i。

いてはもちろんのこと、権威主義体制から民主主義体制への移行過程において発生した人権侵害や残虐行為（正義問題、司法問題）を、人々はどのように処理するのか。移行期正義とは、この問いをめぐる言動である。また、移行期正義は「復讐－赦し」の座標軸と、「記憶－忘却」の座標軸の交差する四象限で、その性格を分析できる。ただし、正義の問題は実は常に移行過程にあるから、あらゆる社会が直面していることになるという²。

1970年代後半に始まった移行期正義は、21世紀になると多様な内容を持つようになる。その内容は、「裁判や真相究明委員会だけでなく、公職追放や賠償、国家による謝罪、記念碑や博物館・次世代への教育などによる歴史的記憶の形成をめぐるせめぎあい、和解のためのローカルな試みへの注目、再発防止を目的とした軍・警察の改革を含む制度改革などに多様化した」という³。

次に、台湾では移行期正義がどのように展開しているのか。台湾では「transitional justice」という原語を「転型正義」という中国語に訳出している⁴。移行期正義は、現代台湾史上初の政権交代を果たした民進党籍の陳水扁政権（2000-2008年）下で登場した。主な争点は、1947年の二二八事件およびそれに続く戒厳令下での白色テロ（国家権力による住民弾圧）を、21世紀の現在から事後的にどのように補償していくのか、そして不当党産と呼ばれる国民党の財産（後述）をどのように処分していくのか、という議題であった⁵。ただし、陳水扁政権では総統（大統領）と立法院（国会）の双方を民進党が占めることがなく、また次代の馬英九政権（2008-2016年）が国民党籍であり、移行期正義にあまり大きな展開がなかった。なお、馬英九政権は移行という概念を使い、中華民国の歴史を表現しており、こうした連続的な歴史観が、後述するようにその後の移行期正義の展開を複雑化する。

2016年5月に民進党籍の蔡英文政権（2016年 - 現在）が発足すると、政府は移行期正義を推進する。とりわけ、総統（大統領）と立法院（国会）の双方を民進党が占めると、2018年5月31日に中華民国行政院移行期正義促進委員会が設置され、国家主導の移行期正義が本格的に展開されることになった⁶。現在の台湾では、「新しい国

² 土佐弘之「移行期における正義 (transitional justice) 再考：過去の人権侵害と復讐 / 赦し、記憶 / 忘却の政治」、『社会科学研究』〔<特集> 冷戦終結と内戦〕55巻 5/6号（東京：東京大学社会科学研究所、2004年3月）、pp.81, 85。

³ 内田みどり、清水奈名子「巻頭言 多様化する移行期正義研究の奇跡」、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕（東京：早稲田大学出版部、2012）、p.iv。

⁴ 呉豪人によると、Transitional Justice という概念が台湾へ入って来た時、当初は鄭純宜が「変遷中的正義」と訳した。Ruti G. Teitel, *Transitional Justice*, New York: Oxford University Press, 2000 の中訳が、秦鐸（著）、鄭純宜（訳）『変遷中的正義』（台北：商周出版、2001）である。その後、呉乃徳が「転型正義」と訳し直して現在に至るといふ。呉豪人（著）、藤井康子、山本和行（訳）「転型不正義 (Transitional Injustice) 論」、『思想』〔現代台湾と〈1945〉：「跨境」する歴史経験〕1119号（東京：岩波書店、2017年7月）、p.50。

⁵ 呉乃徳「転型正義と歴史記憶：台湾民主化の未竟之業」、《思想》編輯委員会『歴史と現実』〔思想第2期〕（台北：聯経出版、2006）に関連する議題が詳しく述べられている。

⁶ 蔡英文政権（2016年 - 現在）になってからの動向については、例えば次の邦文論文が日本に伝えている。

家が過去に国家の名義で行われた不当な暴力にどのように立ち向かうか」が課題になっている。つまり、移行期正義を行うのが国家であり、民間ではない。そして、移行期正義は実現するための作業として、(1)真相究明、(2)責任追及、(3)慰撫（公的謝罪や賠償金支払い）、(4)制度改革という4つの重要な内容を持ち、この四つを実現してようやく和解に至るのだという⁷。

(2) 不当党産処理

不当党産処理とは何か。ここでは7つの論点に基づいて説明しよう。第一に、そもそも移行期正義と不当党産処理はどのような関係にあるのか。「政党およびその付随組織が不当に取得した財産を処理するための条例」（2016年8月10日公布。本稿【付録1】に原文の日本語抄訳あり。以下、慣例に従い「党産条例」と略す）は言う。

「〔立法院は〕政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産を調査して処理し、政党の公平な競争環境を創出し、民主政治を健全にし、そして移行期正義を実現するために、特に本条例を制定する。」（党産条例、第1条、〔〕内は引用者）

「行政院は不当党産処理委員会（以下、本会と略す）を設置し、本条例の主管機関とする。中央行政機関組織の基準法規定の制限を受けない。

本会は法に基づき、政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産に関する調査、返還、追徴、権利回復および本条例の定めるその他の事項を実施する。」（党産条例、第2条）

つまり、不当党産処理は中華民国の行政院（日本の内閣に相当）が推進する移行期正義の一環なのだと見えよう。

第二に、不当党産処理委員会（Ill-gotten Party Assets Settlement Committee。慣例に従い「党産会」と略す）の主な事業内容は何か。ここからは、党産会のインターネット・サイトの「よくある質問FAQ」⁸に基づく（本稿【付録2】に原文の抜粋あり）。それによると、党産会の主な事業内容は、党産条例の第1条および第2条に基づき、移行期正義の実現のために、政党などの不当な財産を処理することである。

第三に、ここでの政党とは何か。党産条例の第4条に基づき、1987年7月15日以前に成立し、動員戡乱時期人民団体法の規定により登記した政党を指すという。したがって現存の全ての政党が党産会の調査対象になるのではない。なお、1987年7月15日こそは戒厳令が解除された日である。

平井新「「移行期正義」概念の再検討」、『次世代論集』2号（東京：早稲田大学地域・地域間研究機構、2017年3月）、pp.3-44。呉豪人（著）、藤井康子、山本和行（訳）「転型不正義（Transitional Injustice）論」、『思想』〔現代台湾と〈1945〉：「跨境」する歴史経験〕1119号（東京：岩波書店、2017年7月）、pp.46-63。呉豪人（著）、藤井康子、北村嘉恵（訳）「大いなる幻影に抗して：台湾の市民社会による転型正義への試み」、『日本台湾学会報』〔特集 シンポジウム 転型正義と台湾研究〕20号（東京：日本台湾学会、2018年7月）、pp.1-29。

⁷ 周婉窈『転型正義之路：島嶼的過去與未來』（新北：国家人權博物館、2019）、p.10。

⁸ 「不当党産処理委員会 > 常見問題」(<https://www.cipas.gov.tw/faq>) [2020年1月6日確認]。

第四に、党産会が「不当党産」（政党の持つ不当な財産）の有無を調査するのは、特定の政党に対してだけなのか。党産条例の第4条第1項に基づき、合計10の政党に対してなのだという。10の政党には中国国民党、中国青年党、中国民主社会党のほか、民主進歩党も含まれている。中国国民党だけが調査対象なのではないと説く。

第五に、不当党産とは何か。党産条例の第4条（第4項）に基づき、政党が政党の本質に違反する方法、あるいはその他の民主法治の原則に悖る方法で、自らあるいはその付随組織に取得させた財産を意味するという。政党の持つ財産のうち、何を正当であり、何を不当であると区別する基準については、党産条例の第5条に基づく。

第六に、付随組織とは何か。党産条例の第4条（第2項）に基づき、まずそれは独立した法人、団体、機構なのだという。そして、そうした法人、団体、機構の人事、財務、業務の経営が政党の実質的な支配下にある場合、それを付随組織に位置付ける。

第七に、不当党産はどのようにして認定されるのか。すなわち党産条例の第14条に基づき、党産会の調査結果について公開の聴取を行い、党産会の委員会議で決議する。不当に取得したと認定された財産には、一定の期間内に国有、地方自治体や原所有権者の所有に移すことを命ず。もし不当党産がすでに他者のもとにあって返還できない場合は、その価格を追徴するのだという。

要するに、台湾における移行期正義は21世紀になって登場し、特に2016年に蔡英文政権が発足し、本格的に移行期正義を推し進め出す。2019年8月に不当党産処理委員会が中華救助總會を聴取するのは、このような移行期正義の実現を目指す国家主導の活動の一環なのであった⁹。

3. 中華救助總會に対する聴取

ここでは議題を大きく3つに分け、中華救助總會に対する聴取を素描しよう。

(1) 中華救助總會

まず、このたびの聴取の対象となった中華救助總會につき、簡単に説明しよう。中華救助總會は、1950年4月4日に中国大陸災胞救済總會（略称は「救総」という名称で成立し、谷正綱が理事長を務めた。動員戡乱時期の戒嚴令下で誕生した民間組織であり、中華民国や中国国民党と近い関係にあった。こうした性格が、このたびの聴取につながる。

中華民国は中国大陸を失い、1949年末に台湾へ「遷占」（遷移して占領）すると、「災胞」（災難に遭った同胞）の救助を始める。同胞が中国大陸における共産主義の暴政に耐え切れず、難民となってでも自由な中国を求め、台湾に拠る中華民国を祖国として目指す。中華民国はこのような設定の下で難民を保護し、内外に向けて唯一合法の中国を自任しようとした。その際、難民救助の任務に取り組んだのが、中国大陸災胞救済總會だったのである。その後、1987年11月に台湾海峡兩岸関係が変化して兩岸

⁹ 不当党産処理委員会の公式サイトによると、同会が付随組織だとみなしている組織には、中華救助總會の他にも、中国廣播股份有限公司、中華民国婦女聯合会、救国団などがある。また、不当党産は2176件に及ぶという。

交流が始まると、中国大陸災胞救済總會は名称を1991年に中国災胞救助總會へ、2000年には中華救助總會へそれぞれ改める。救助内容も、中国大陸から台湾へ嫁ぐ花嫁を支援することや、社会福祉を通じて兩岸交流を促進することに移り変わった¹⁰。2000年5月に政権交代が起こり、民進党籍の陳水扁政権が発足する。すると、救済はかつて執権党（国民党）が国家に優先する権威主義体制下で生まれた政府外郭団体である故に、様々な構造改革が迫られた。特に2002年からは数年間にわたり、構造改革や大規模なリストラを進め、台湾を代表するNPOへ衣替えして現在に至る¹¹。

(2) 党産会の記録資料

次に、党産会が2019年8月13日に中華救助總會への聴取を実施するに際して準備した資料について、概観しよう。資料は公的な性格を有し、党産会の公式インターネット・サイトで配信されている。（中にはgoogleと連動しているサイトもある。）このたびの聴取に関するサイトはいくつかあり、その中でも聴取記録を概括する下記のサイトが重要であり、本稿【付録3】に全文（日本語訳）を転載した。聴取の一部始終は録画され、youtubeで動画（約190分間）が公開されている。また、聴取での発言は一言一句が文字化され、発言記録（A4用紙61ページ）として公開されている¹²。

<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/276>

不当党産処理委員会首頁 > 公告資訊 > 108年8月13日「社團法人中華救助總會（原中国大陸災胞救済總會）是否為社團法人中国国民党之付随組織」聴証紀錄
（更新時間：2019/09/19 15:23:54）

この聴取記録に基づき、このたびの聴取に関する2点の基本情報を確認しよう。第一に、聴取するに至った事由は、中華救助總會が中国国民党の付随組織であるかどうかにある。第二に、争点は、「中華救助總會は中国国民党が実質的に人事、財務または業務の経営を支配する組織であるかどうか」、そして「相応の対価で譲渡せず、中国国民党の実質的な支配から離脱していないかどうか」である。

(3) 約190分に亘る聴取

そして、ここからは聴取当日の次第に基づき、内容を7つに分けて聴取を素描しよう。発言内容の引用は、特に断らない限り、全て発言記録（本稿脚注12）に基づく。

¹⁰ 救済について、本稿は公式サイトに加え、主に以下のような同会刊行物を参照している。『閩愛與服務：泰北茅屋改建磚瓦房三千戸落成專輯』民国88年9月号（台北：中国災胞救助總會、1999年9月）。中華救助總會（編）『救済五十年金慶特刊』（台北：編者、2000年?）。中華救助總會（編）『耕耘：救済五十四載工作紀実』（台北：編者、2004年）。葛雨琴「全心全意關懷社会的人民团体：中華救助總會」、『社区發展季刊』109期（台北：内政部社会司、2005年3月）、pp.272-279。中華救助總會（編）『救済六十：中華救助總會成立60周年專輯』（台北：編者、2010年）。

¹¹ 頼威志「老店創新象?：中華救助總會轉型之導因與現況分析」（台北：世新大学行政管理学研究所修士論文、2009）。

¹² 発言記録は「檔案名稱：1.108年8月13日「社團法人中華救助總會（原中国大陸災胞救済總會）是否為社團法人中国国民党之附随組織」聴証紀錄.pdf」（<https://storage.googleapis.com/cipas-production/news/2019/09/26b557f0b49b261f672377f765d6f5db.pdf>）[2020年1月7日確認]である。ただし、この発言記録には誤植が散見する。

第一は、党産会の調査報告である。調査報告はA4用紙42ページにわたる。聴取当日、党産会の担当者がPPTを使い要点を説明した。すなわち、まず中華救助總會の成立背景を述べた上で、人事、財務、業務がいずれも国民党の実質的な支配下にあると説く。さらに、話題は中華救助總會の財務状況に及び、不当に取得した財産として不動産（ビルや土地）が挙がる。

第二は、当事者である中華救助總會による異議申し立てである。ここでは代理人である弁護士の葉慶元が異議を述べた。代理人は、党産会の調査報告の主張、すなわち中華救助總會が国民党の付随組織であるという主張に対し異議を申し立てる。代理人は調査報告が偏見や思い込みに満ち溢れていると指摘した上で、中華救助總會の活動の背景は、あくまでも「中華民国が、民間団体が国家を手伝って被災者を助けるということについて必要とした」からであり、したがって「国民党が必要とした」からではないと述べる（発言記録 p.12）。さらに、救助總會が政府と密接な関係にあったのは確かであり（発言記録 p.14）、政府から支給された経費も法律に基づいて使用していると説く（発言記録 p.16）。そして、中華救助總會が国民党から独立しており、したがって付随組織でないと主張するのである（発言記録 p.17）。

本来は、次に利害関係者である中国国民党に発言の機会が設けられていた。しかし、利害関係者は欠席した。欠席の意図については不明であり、本稿としては気になるところである。

第三は、専門家によるコメントである。4名の大学教授が登場する。そのうち、1人目（周惠民）と3人目（劉維開）は中華救助總會が要請した学者であり、2人目（李酉潭）と4人目（蔡宏政）は党産会が要請した学者であった。専門家のコメントの後に、それぞれ質疑応答があった。周惠民と劉維開はともに歴史学者であり、いずれも研究手法に基づき党産会の調査報告が信頼できないことを主張する。回想録のみを使って事実を確定したり、文脈を無視して特定のキーワードに基づき史料を読んで事実を確定するのは、ルール違反であるというものであった。また、劉維開は「実質的な支配」について概念定義があいまいであることを指摘している（発言記録 p.30）。李酉潭は中華救助總會が成立した権威主義体制の性格について、民主主義体制を念頭に置きながら説明した。中華救助總會が国民党の付随組織であるかどうかについて意見を述べなかった。蔡宏政は、動員戡乱時期の戒嚴令下で中華救助總會は社会救済を手段にして、国家や党のイデオロギーに適う仕事をしていたという。結局、蔡は中華救助總會が国民党の付随組織であるかどうかについて、明確に意見を述べていない。

第四は、証人2名（葛雨琴、趙守博）による証言である。いずれも中華救助總會のかつての役職者である。かつて中華救助總會の理事長を務めた葛雨琴は、自身が2000年から2012年に中華救助總會と関わった際、国民党による実質的な支配を感じるようなことが一度もなかったと証言する。趙守博は、「中華救助總會が形式的であれ、実質的であれ、国民党の支配を受けたことは全く無い」と証言する（発言記録 p.44）。趙守博は中華救助總會の常務理事や監事を務めたのみならず、1979-1983年に国民党中央文工会副主任を務めた経験があった。その経験から、もし国民党が支配するのな

ら、必ずやその支配は党産会の想像を超えて非常に厳格であるにちがいないと述べた。

第五は、政府組織代表者への質問である。内政部から派遣された担当者は、自らの所属する組織で改組が続いているようで、関係事項についてよく理解できていないようである。こうした事情のためか、最初の質問以降、他に質問は出なかった。

第六は、当事者である中華救助總會への質問である。当事者（理事長張正中）が代理人とともに応答した。特に代理人は、党産会側からの質問に対し、次のように応答した。「貴会にはある考え方をずっと持ち続けている。すなわち、救助總會があたかも国家から多くのお金を受け取っており、だからこそ正義でないという考え方である。ところが、救助總會が国家からお金を受け取った原因は、国家が救助總會に仕事するように求めたからである」。救助總會が仕事を終えた後、少しばかり余りが残った。『易経』にいう「積善の家には必ず余慶あり」なのである、と述べた（発言記録 p.51）。そもそもこのたびの聴取の争点は、救助總會が国民党の付随組織であったか否かであった。ところが、聴取が進むうちに次第に争点は、どうやら救助總會が国家（中華民国）の付随組織であったか否かに移っている。争点のずれには、党産会側または当事者側の意図が働いていたのだろうか。

第七は、当事者である中華救助總會からの最後の陳述である。まず代理人が述べる。すなわち、党産会の調査報告は論理的に問題があり信用できず、党産会の用意した専門家は一人が争点に対する意見を述べず、もう一人は事実誤認に基づき意見を述べている。これに対して、中華救助總會の用意した専門家はいずれも、中華救助總會が国民党と実質的な関係をもたないとはっきり述べている。したがって、党産会は法に基づき、中華救助總會が国民党の付随組織でないと帰結しなければならない、と（発言記録 p.59）。続いて、当事者は、中華救助總會の置かれたかつての環境が現在とは大きく異なっており、そのために時代背景というものを踏まえるべきだと述べる。さらに、中華救助總會の自主性の強さと協調性の高さを述べ、国民党からの独立を改めて訴えた。

3時間強に及ぶ聴取は、総じて党産会の準備不足が否めない。理由としては、聴取前に準備した調査報告書が厳密さを欠き説得力が弱かったこと、聴取に際して党産会側が招聘した専門家の人選が適切とは言いがたいこと、聴取後に作成した発言記録に誤字脱字が散見することなどが挙げらる。

4. おわりに

本稿は、台湾における移行期正義を踏まえた上で、2019年8月13日に不当党産処理委員会が実施した中華救助總會への聴取について、その顛末を素描した。聴取を素描する作業を通じ、次の疑問が浮かび上がった。国民党の付随組織は不当であるのに対し、なぜ国家の付随組織は不当でないのか。そもそも不当党産処理は三権分立（厳密に言えば、中華民国の五権分立）の中で、いかに位置づけられているのか。さらに、正義とは何か。筆者はいまなお上手く説明できない。国家と執権党（具体的には国民党）がかつては一体化していた。1991年以降、一体化は解消する。かつての合法行

為を、同じ憲法の下でいかにして不法だったのだと今になって認定しうるのか。現代台湾政治の抱える難題はこのあたりにあるのだろう。

< 参考文献 >

赤松美和子、若松大祐（編著）『台湾を知るための60章』〔エリアスタディーズ147〕
東京：明石書店、2016年。

呉豪人（著）、藤井康子、山本和行（訳）「転型不正義(Transitional Injustice)論」、『思想』〔現代台湾と〈1945〉：「跨境」する歴史経験〕1119号（東京：岩波書店、2017年7月）、pp.46-63。

呉乃徳「転型正義和歴史記憶：台湾民主化的未竟之業」、《思想》編輯委員会『歴史與現実』〔思想第2期〕台北：聯経出版、2006年。

周婉窈『転型正義之路：島嶼の過去與未来』新北：国家人權博物館、2019年。

土佐弘之「移行期における正義(transitional justice)再考：過去の人権侵害と復讐/赦し、記憶/忘却の政治」、『社会科学研究』〔<特集>冷戦終結と内戦〕55巻5/6号（東京：東京大学社会科学研究所、2004年3月）、pp.79-99。

日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義』〔平和研究、第38号〕東京：早稲田大学出版部、2012年。

若松大祐「現代台湾における官製歴史叙述：中国革命史観と台湾本土史観の連続的理解に向けて」東京：東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士論文、2014年3月。

若松大祐「アジアの孤児と異域の孤軍——現代台湾社会の多元性を見直すために」、内田隆三（編著）『現代社会と人間への問い：いかにして現在を流動化するのか?』東京：せりか書房、2015年、pp.71-95。

若松大祐「書評 岩波書店『思想』2017年7月号「現代台湾と〈1945〉：「跨境」する歴史経験」、『中国研究月報』73巻5号（東京：中国研究所、2019年5月）、pp.34-37。

中華救助總會

<http://www.cares.org.tw>

促進轉型正義委員會

<https://www.tjc.gov.tw>

政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例

<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>

不當黨產處理委員會

<https://www.cipas.gov.tw/>

【付録 1】

[試訳]

政党及其付随組織不当取得財産処理条例

(The Act Governing the Settlement of Ill-gotten Properties
by Political Parties and Their Affiliate Organizations)

(全五章全 34 条)

公布：2016 年 8 月 10 日

第一章 総則

第 1 条

政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産を調査して処理し、政党の公平な競争環境を創出し、民主政治を健全にし、そして移行期正義を実現するために、特に本条例を制定する。

第 2 条

行政院は不当党産処理委員会（以下、本会と略す）を設置し、本条例の主管機関とする。中央行政機関組織の基準法規定の制限を受けない。

本会は法に基づき、政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産に関する調査、返還、追徴、権利回復および本条例の定めるその他の事項を実施する。

第 3 条

政党、付随組織およびその委託を受けた管理人が不当に取得した財産に対する本会の処理は、本条例が別に定める規定を除き、その他の法律の持つ権利行使の期間に関する規定を適用しない。

第 4 条

本条例の用語は、次のように定義する。

- 一、政党：1987 年 7 月 15 日以前に成立し、動員戡乱時期人民团体法の規定により登記したものを指す。
- 二、付随組織：独立した存在でありながら、その人事、財務、業務の経営を政党が実質的に支配している法人、団体、機構を指す。また、かつてその人事、財務、業務の経営を政党が実質的に支配しており、かつ相応の対価で譲渡せず、政党の実質的な支配を脱却していない法人、団体、機構を指す。
- 三、委託を受けた管理人：前二項のいう政党、付随組織の委託を受け、財産を管理し、または譲り受けて管理する第三者を指す。
- 四、不当に取得した財産：政党が政党の本質に違反する方法、あるいはその他の民主法治の原則に悖る方法で、自らあるいはその付随組織に取得させた財産を指す。

(以下省略)

出典：<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030286>

【付録 2】

〔抜粋〕

不當黨產處理委員會

(Ill-gotten Party Assets Settlement Committee)

常見問題

(1) 不當黨產處理委員會主要工作是什麼？

不當黨產處理委員會是「政黨及其附隨組織不當取得財產處理條例」(簡稱黨產條例)的主管機關，依據黨產條例第 1 條及第 2 條揭示，為了建立政黨公平競爭環境，健全民主政治，以落實轉型正義，本會依法進行政黨、附隨組織及其受託管理人不當取得財產的調查、返還、追徵、權利回復以及黨產條例所定之其他事項等工作。(更新日期：2017/06/20)

(2) 黨產條例處理的對象有包括全部的政黨嗎？

依據黨產條例第 4 條規定，本會依法所調查的政黨是指在中華民國(下同)76 年 7 月 15 日前成立並依動員戡亂時期人民團體法規定備案的政黨，不包括 76 年 7 月 15 日以後成立的政黨。(更新日期：2017/06/29)

(3) 黨產會調查不當黨產，是否針對某一特定政黨？

依據黨產條例第 4 條第 1 款規定，凡在 76 年 7 月 15 日前成立，並依動員戡亂時期人民團體法規定備案的政黨，皆屬本法適用的對象。根據本會函詢內政部分政司，黨產條例所指稱的政黨包括：中國國民黨、中國青年黨、中國民主社會黨、中國新社會黨、中國中和黨、民主進步黨、青年中國黨、中國民主青年黨、民主行動黨、中國中青黨，共計 10 個政黨，所以黨產條例適用的對象並非只有單一政黨。(更新日期：2018/04/26)

(4) 什麼是不當黨產？

不當黨產為政黨不當取得財產的簡稱，依黨產條例第 4 條規定，意指於 76 年 7 月 15 日以前成立並依動員戡亂時期人民團體法規定備案的政黨，以違反政黨本質或其他悖於民主法治原則的方式，使自己或其附隨組織取得的財產。依據黨產條例第 5 條規定，政黨、附隨組織自 34 年 8 月 15 日起取得，或自 34 年 8 月 15 日起交付、移轉或登記於受託管理人，並在黨產條例公布日時尚存在的現有財產，除了黨費、政治獻金、競選經費之捐贈、競選費用補助金以及其孳息外，推定為不當取得的財產。政黨、附隨組織自 34 年 8 月 15 日起以無償或交易時顯不相當的對價取得的財產，除了黨費、政治獻金、競選經費之捐贈、競選費用補助金以及孳息外，雖然在黨產條例公布時已經不是政黨、附隨組織或其受託管理人所有的財產，亦推定為不當取得的財產。(更新日期：2017/06/20)

(5) 什麼是附隨組織？

依據黨產條例第 4 條規定，附隨組織是指獨立存在的法人、團體或機構，但是這個法人、團體或機構的人事、財務或業務經營，是由 76 年 7 月 15 日前成立並依動員戡亂時期人民團體法規定備案之政黨實質控制的；或者是這個獨立存在的法人、團體或機構的人事、財務或業務經營，曾經由上述政黨實質控制，且未曾以相當對價轉讓而脫離政黨的實質控制。(更新日期：2017/06/29)

(6) 不當黨產是怎麼被認定的？

本會調查後，就調查的結果會依條例第 14 條規定舉行公開之聽證程序，並透過本會委員會議決議作成處分。經認定為不當取得的財產，會命其於一定期間內移轉為國有、地方自治團體或原所有權人所有；若不當黨產已移轉他人無法返還時，會追徵其價額。(更新日期：2017/06/20)

出典：<https://www.cipas.gov.tw/faq>

【付録 3】

[試 訳]

2019 年 8 月 13 日「社団法人中華救助總會（元中国大陸災胞救済總會）は社団法人中国国民党の附隨組織であるか否か」についての聴取記録

発布日期：2019/09/19

一、基本情報

(一) 主催者：不当党産処理委員会

(二) 聴取時間：2019 年 8 月 13 日（火）午前 9 時 30 分

(三) 聴取場所：財団法人張榮發基金会国際会議中心 801 会議庁（台北市中正区中山南路 11 号 8 楼）

(四) 公告：本会インターネット・サイト (<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/268>)

(五) 出席委員名簿：林峯正、施錦芳（司会）、孫斌、許有為、李福鐘、張世興、鄭雅方（司会）、吳雨学、饒月琴、沈伯洋、林詩梅（欠席）

二、事由：「社団法人中華救助總會（元中国大陸災胞救済總會）は社団法人中国国民党の附隨組織であるか否か」について、聴取を実施する。

三、争点：社団法人中華救助總會は、社団法人中国国民党が実質的に人事、財務または業務の経営を支配する組織であるか否か。相応の対価で譲渡し、政党の実質的な支配を脱却しているか否か。

四、当事者および利害関係者の氏名および名称：

(一) 当事者：社団法人中華救助總會（以下、救総）：理事長張正中、代理人葉慶元弁護士、鄭雅玲弁護士、洪維駿弁護士。

(二) 利害関係者：社団法人中国国民党：代理人行管会邱大展主任委員。（来場せず）

五、学者専門家、証人およびその他の政府機関代表

- (一) 学者、専門家：李西潭教授、蔡宏政教授、周惠民主任、劉維開教授。
- (二) 証人：葛雨琴女士、趙守博先生。
- (三) 政府機関代表：内政部合作および人民団体司籌備処陳佳容専門委員兼副主任、張雪芳專員、王宏菁科員。

六、聴取記録

本聴取記録は当事者の提出した異議事由および司会の処理結果を含む。当事者、代理人、利害関係者の陳述、学者や専門家の陳述、質問事項と被質問者の回答などの内容は、添付書類に記載の通りである。

当日の録画記録は次の通り。

関係サイト 1 (https://www.youtube.com/watch?time_continue=9366&v=MhSF-4GQC0g)

七、出席者の提出した文書、証拠のリストは次の通り。

- (一) 救総が 2019 年 8 月 13 日に使用したスライド。
- (二) 救総が 2019 年 8 月 20 日に提供した行政補充陳述意見書。
- (三) 李西潭が 2019 年 8 月 13 日に使用したスライド。
- (四) 蔡宏政が 2019 年 8 月 13 日に使用したスライド。

説明：聴取記録を閲覧した後に提出された意見および処理結果

本聴取記録は、すでに司会の本会施錦芳副主委、鄭雅方委員および聴取に主席した下林峯正主任委員、孫斌委員、許有為委員、李福鐘委員、張世興委員、吳雨学委員、饒月琴委員、沈伯洋委員が閲覧を終えた。前述の人々は均しく本記録に対して意見なく、または意見を示さなかった。

本会の通知を経て、当事者の社団法人中華救助総会、内政部合作および人民団体司籌備処はすでに本会の指定した時間と場所で聴取記録を閲覧し意見を表明した。本会は上述の意見を斟酌してこのたびの聴取の録画記録を入手した後、適当な修正を加えた。本会の通知を経て、利害関係者の社団法人中国国民党、専門家の李西潭、蔡宏政、周惠民、劉維開の各教授、証人の葛雨琴氏、趙守博氏は本会の指定した時間、地点で聴取記録を閲覧し意見を表明するはずであるものの、彼らは均しく閲覧しに來なかった。

付録：

1. 108 年 8 月 13 日聴証程序出席人員簽到表（略）。
2. 本会調査報告。
3. 本会調査報告投影片。
4. 救総 108 年 8 月 13 日使用之投影片。
5. 李西潭 108 年 8 月 13 日使用之投影片。
6. 蔡宏政 108 年 8 月 13 日使用之投影片。

関係ファイル

- ファイル名：1. 108年8月13日「社団法人中華救助總會（原中国大陸災胞救濟總會）是否為社団法人中国国民党之附隨組織」聴証紀錄。pdf
- ファイル名：2. 本会調査報告。pdf
- ファイル名：3. 本会調査報告投影片。pdf
- ファイル名：4. 社団法人中華救助總會 108年8月13日使用之投影片。pdf
- ファイル名：5. 李酉潭 108年8月13日使用之投影片。pdf
- ファイル名：6. 蔡宏政 108年8月13日使用之投影片。pdf

更新時間：2019/09/19 15:23:54

出典：<https://www.cipas.gov.tw/gazettes/276>

【中文摘要】

不當黨產處理委員會對中華救助總會的聽證

若松 大祐

2019年8月13日，在台北市中山南路11號的財團法人張榮發基金會國際會議中心801會議廳，不當黨產處理委員會舉行了對社團法人中華救助總會（原中國大陸災胞救濟總會）的聽證。本文嘗試描述此次聽證的始末，由此掌握現代台灣政治所面對的困境。本文討論分為兩個，前半概述最近二十年台灣的轉型正義與不當黨產處理，後半描述不當黨產處理委員會對中華救助總會的聽證。透過描述此次聽證，浮現了一些問題，即我們將過去的合法行為，到了今天才在同一憲法之下，如何認定為違法？正義到底是甚麼？這都可說是現代台灣政治所面對的困境。

關鍵字：轉型正義，台灣，中華民國，中國國民黨

(2020年1月15日 受理)

